

令和6年第4回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和6年4月8日（月）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館北会議室

出席一覧表

地区名	役職	農業委員	出・欠	農地利用最適化推進委員	出・欠	
東部地区	古市	松永 年實	○			
		麻 隆司	○			
		笹本 育司	○			
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	×		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
						吉田 繁
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
						尼丁 正寄
	高鷲	会長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
						大谷 憲央

出席委員 (農業委員 13名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 1名) (推進委員 名)

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告 第10号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1 件
・報告 第11号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事務局	<p>令和6年第4回の農業委員会定例会を開催させていただきます。 出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。</p>
奥野会長	<p>皆様、こんにちは、 桜の花も満開でございますけど、先月と比べると大分と過ごしやすくなってきたと思います。今年は雨も多く降れば長雨ということで田んぼや畑もなかなかすけない状態となっておりますが、これから夏野菜の植え付けが少し忙しくなってくると思いますけども、体調には十分気を付けて農作業の方頑張ってもらいたいと思います。 皆様にお礼を兼ねた報告ですが、3月22日大阪府の農業会議の総会で、当委員会でも寄付をいただきました能登半島地震の義援金ですけども、府下の農業委員会全体で90万の寄付があったという報告を申し上げますと共に、本当にありがとうございました。 それでは、本日は少ない案件ですが、概要の説明を事務局の方からお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは、令和6年第4回農業委員会定例会の案件の概略を説明させていただきます。</p> <p>初めに、報告第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、 古市地区1件です。</p> <p>次に、報告第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、 丹比地区1件です。</p> <p>以上、本日の案件は、報告案件が2件になります。 なお、本日の欠席委員は西浦地区の高橋委員です。 それでは議長よろしくをお願いします。</p>
奥野議長	<p>本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。 それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
奥野議長	<p>それでは、本日の議事録署名委員を、塩田委員と尼丁委員にお願いします。それでは、報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第7号の届出についてご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に関する届出です。 農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。 位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、古市四丁目346番1、地目は、畑、面積は、218㎡となります。 届出人は、議案書のとおりです。</p>

	<p>転用目的は、宅地で、既に転用済の案件となっております。</p> <p>現地確認委員は、麻委員です。</p> <p>なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。</p> <p>説明は以上となります。よろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願います。</p>
奥野議長	<p>報告第11号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご説明させていただきます。これは、生産緑地を除外したいという意向のもと生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出を行うことを目的に「農業の主たる従事者」であったことの証明を行うものです。</p> <p>位置図②従事者証明をご参照ください。</p> <p>地区名は、丹比地区です。</p> <p>買取り申出生産緑地は、一つ目が郡戸284番、地目は、田、面積は、975㎡です。つづいて、二つ目が郡戸377番1、地目は、田、面積は、1,659㎡です。</p> <p>買取り申出者、申出事由の生じた者、申出事由は、議案書のとおりです。</p> <p>事由の生じた日は、令和6年2月9日です。</p> <p>現地確認委員は 小池委員です。</p> <p>現地確認をしていただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願います。</p>
奥野議長	<p>これをもちまして、案件の報告を終了いたします。</p>

【閉会 14：10】